

教人第40号  
令和3年2月12日

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に関する人権に配慮した対応について（通知）

このことについては、令和3年2月1日付け教人第36号で通知したところですが、去る2月10日、県内病院における新たなクラスターが発生した現況において、医療従事者やその家族に対するいわれのない誹謗中傷や心ない発言などが生じることのないよう、私たち一人一人に改めて高い人権意識に基づく適切な行動が求められております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別を生じさせないため、貴校の幼児児童生徒に対して、適切な知識に基づき、噂やデマ等に惑わされず相手の立場を考えた行動がとれるよう、発達段階に応じた指導を徹底するとともに、日々の人権教育に積極的に取り入れるようお願いいたします。

併せて、貴職におかれましては所属職員と共に、新型コロナウイルス感染症に関する対応において、幼児児童生徒や保護者への人権に十分配慮くださるようお願いいたします。

また、貴校の保護者に対しましても、医療従事者やその家族の方々への人権に配慮した対応の周知を併せてお願いいたします。